

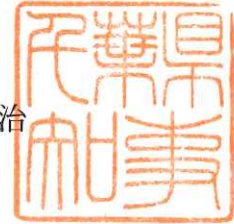
# 産業廃棄物処理施設設置許可証

令和元年6月19日

住所 千葉県袖ヶ浦市長浦拓一号1-51  
氏名 エコシステム千葉株式会社  
代表取締役 大池 秀和

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項の規定により、設置の許可を受けた産業廃棄物処理施設であることを証する。

千葉県知事 鈴木 栄 治



許可の年月日	平成19年3月30日	許可番号	第18-1-227号
施設の種別及び処理する産業廃棄物の種別 (当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む)	1 施設の種別 (1) 汚泥の焼却施設, (2) 廃油の焼却施設, (3) 廃プラスチック類の焼却施設, (4) 産業廃棄物の焼却施設 2 産業廃棄物の種別 (ア) 廃油, (イ) 廃酸 (水銀含有ばいじん等を含む。), (ウ) 廃アルカリ (水銀含有ばいじん等を含む。), (エ) 汚泥 (水銀含有ばいじん等を含む。), (オ) 動植物性残さ, (カ) 廃プラスチック類, (キ) 紙くず, (ク) ゴムくず, (ケ) 木くず, (コ) 繊維くず, (サ) 金属くず, (シ) 燃え殻 (水銀含有ばいじん等を含む。), (ス) ガラスくず, コンクリートくず及び陶磁器くず, (セ) ばいじん (水銀含有ばいじん等を含む。), (ソ) 鉱さい (水銀含有ばいじん等を含む。), (タ) がれき類, (チ) 処分するために処理したもの		
設置場所	千葉県袖ヶ浦市長浦字拓1号30番2, 30番3, 30番4, 30番5		
処理能力	許可証別紙のとおり		
許可の条件	1 特定悪臭物質と臭気濃度を可能な範囲で継続的な監視を行うこと。また、悪臭等の公害苦情が発生しないよう運転管理等に万全を期すこと。 2 施設の運転管理に当たっては、適正な維持管理を行うため、維持管理マニュアルを整備するとともに職員の研修を定期的に行うこと。 3 感染性廃棄物の取扱について、取扱手順に従い、適正な受け入れ・保管管理及び焼却処理を行うこと。 4 環境保全について万全を期すため、安全で適正な維持・運営管理を行い、より一層環境影響の低減に努めること。		
規則第11条第8項の規定による許可証提出の有無	有 ・ 無		

(続 く)

(許可証の続き)

留 意 事 項	1 施設の設置に当たっては、各種関連法規を遵守すること。 2 計画内容等に変更があった場合は当庁に速やかに連絡し、指示を受けること。 3 施設の使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受けること。
---------	---

平成21年 2月24日 変更届 (代表者の変更)

平成23年 4月20日 変更届 (代表者の変更)

平成25年 4月22日 変更届 (代表者の変更)

平成30年 7月6日 変更届 (燃え殻、汚泥、廃酸、廃アルカリ、鉍さい及びばいじんについて水銀含有ばいじん等を含むことの記載の追加)

平成31年 4月16日 変更届 (代表者の変更)

(以下余白)



許可証別紙

処理能力（24時間）

(ア) 廃油	238 t/日 (9.92 t/h×24 h)
(イ) 廃酸	432 t/日 ( 18 t/h×24 h)
(ウ) 廃アルカリ	432 t/日 ( 18 t/h×24 h)
(エ) 汚泥	396 t/日 (16.5 t/h×24 h)
(オ) 動植物性残さ	600 t/日 ( 25 t/h×24 h)
(カ) 廃プラスチック類	216 t/日 ( 9 t/h×24 h)
(キ) 紙くず	276 t/日 (11.5 t/h×24 h)
(ク) ゴムくず	132 t/日 ( 5.5 t/h×24 h)
(ケ) 木くず	278 t/日 (11.6 t/h×24 h)
(コ) 繊維くず	228 t/日 ( 9.5 t/h×24 h)
(サ) 金属くず	600 t/日 ( 25 t/h×24 h)
(シ) 燃え殻	600 t/日 ( 25 t/h×24 h)
(ス) ガラスくず, コンクリートくず及び陶磁器くず	600 t/日 ( 25 t/h×24 h)
(セ) ばいじん	600 t/日 ( 25 t/h×24 h)
(ソ) 鉱さい	600 t/日 ( 25 t/h×24 h)
(タ) がれき類	600 t/日 ( 25 t/h×24 h)
(チ) 処分するために処理したもの	600 t/日 ( 25 t/h×24 h)

(以下余白)

